

令和4年度 上越市・妙高市在宅医療・介護連携推進協議会次第

日 時：令和4年7月21日（木）

午後7時～8時30分

会 場：上越市教育プラザ 大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 委員紹介

4 議 事

- (1) 上越市・妙高市在宅医療・介護連携推進協議会について（資料1, 2）
- (2) 専門部会における令和3年度の実施内容と令和4年度の実施方針案について
 - ①入退院時連携推進部会
 - ②対人援助スキルアップ部会
 - ③急変時対応部会
 - ④市民啓発部会
- (3) 医療・介護連携の推進に向けた今後の実施について

5 その他

6 閉 会

令和4年7月21日（木）

資料 1

(1) 上越市・妙高市
在宅医療・介護連携推進協議会について

上越地域における これまでの在宅医療・介護連携の取り組み

平成29年度～

上越市・妙高市在宅医療・介護連携推進協議会の設置

■ 協議会の目的

地域における保健、医療、介護及び福祉に関する関係者相互間の在宅医療及び介護に対する理解を深めるとともに、連携を円滑にして、地域に住む人々への支援を行ううえでの課題を解決するため、在宅医療・介護連携推進協議会を開催する

■ 経過

- ・平成26年介護保険法が改正、在宅医療介護・連携推進事業（地域支援事業）が、市町村が行う事業として位置づけ
- ・平成29年度に両市合同で協議会を設置し、3年任期で各職能団体や関係機関に委員を委嘱
- ・地域支援事業に位置付けられた事業項目や上越地域の課題をもとに、専門部会で活動を開始
- ・1期目（平成29年度～令和元年度）
 - ①入退院時支援部会、②多職種連携推進・研修部会、③ICT連携部会、④普及啓発部会
- ・2期目（令和2年度～令和4年度）
 - ①入退院時連携推進部会、②対人援助スキルアップ部会、③急変時対応部会、④市民啓発部会

令和2年度から4年度の協議会体制

上越市・妙高市在宅医療・介護連携推進協議会

委員：職能団体の代表
役割：取組方針の協議

部会長・副部会長会議

委員：各部会の部会長及び副部会長
役割：各部会の進捗確認、情報共有、横連携

入退院時連携
推進部会

- 円滑な入退院支援を行うための後方支援

対人援助スキル
アップ部会

- 本人の望む生活を支える専門職としての意識を向上

急変時対応部会

- 急変時の対応の実態把握や予防的な手立ての共有

市民啓発部会

- 医療や介護が必要になった時について、自分事として考えるための啓発

(2) 専門部会における令和3年度の実施内容と
令和4年度の実施方針案について

令和3年度の取組

(1) コロナ禍における入退院時の連携等について、各職場での取組みや困りごとなど意見交換

共通した意見(困りごと等)

- ・入院中のご本人の様子を直接確認することができず、退院直後にケアプランの見直しを行うことがある。
- ・対面できないため、オンラインや動画等を活用したカンファレンスを実施。
- ・医療側と在宅側は、電話や書面で情報共有せざるを得ない。医療側は入院時に地域連携連絡票があると助かる。地域連携連絡票の活用を促進するための機会も必要。

(2) 上越市内地域包括支援センター職員研修会への協力(R3年11月10日)

- ・入退院時連携推進部会の取組みと地域連携連絡票の活用について

(3) 高田地区の4地域包括支援センターが主催するケアマネジャー研修会へ参加(R3年12月17日)

- ・研修会テーマ・・・「コロナ禍における入退院時の連携について」
- ・出席者・・・高田地区介護支援専門員、市内9つの医療機関の地域医療連携室医療相談員等

◇医療機関

～研修会での声～

◇介護支援専門員

- ・入院前の本人や家族の思い等、知らないことがある。
- ・病棟にいると在宅生活をイメージしにくく、どんな情報が必要で、退院後どんな支援を受けられるか分からない。

- ・医療側と在宅側で情報収集の視点が違うとわかった。
- ・病院のどこに連絡すればいいか迷い躊躇する。研修会で話し合いが出来たことで、連携のハードルが下がった。

◇研修会を振り返って、部会メンバーの声

- ・顔の見える関係が出来ていると連携がスムーズに行える。研修会を開催して、とても良かったから、ぜひケアマネジャー全体へ広げたい！
- ・医療側も在宅側も忌憚のない意見交換が出来、お互い勉強になった。こういった研修会には病棟看護師にも積極的に出てほしいと思った。今年度の研修会開催に向けてワクワクしてきた！
- ・上越地域全体として、研修を重ねていくことが必要だ。

令和4年度の方針

- ・上越地域医療機関の連携窓口を明確にするため、平成30年度に作成したケアマネ連携窓口一覧表を更新する。
- ・在宅生活に必要な情報が医療側・在宅側双方で共有・交換でき、スムーズな入退院支援ができるよう、医療・介護連携の研修会を検討する。
（内容案）・医療側・在宅側それぞれの入退院支援の視点を理解し共有する。
 - ・既存のツールの活用
- ・部会での取組を、各職場でも普及できるように、仕掛けづくりを検討する。
- ・今まで実施してきた取組のまとめと評価。令和5年度以降への引継ぎ事項を検討する。

その人らしい生活を支えるために専門職として求められていること(基本理念)について、部会内で事例検討を行いスキルアップ研修を継続して行った。

事例検討での気づき

▶ 信頼関係の構築(対等な立場)

- ・(舞台での)お互いの立ち位置を意識する。
- ・人として認めている。考え・行動を全面的に受け止める。
- ・危害を加えたり不利になることがないことを理解いただく。
- ・しゃべりすぎない、拙速に課題の遂行を重視しない。

▶ 利他性

- ・援助というものは不平等の上に成り立っている。
- ・与えるよりも多くを、相手から知らないうちに奪っている可能性。
- ・成し遂げることを優先しない。
- ・自分の専門性、知識、これまでの経験に頼りがち。
- ・知ったつもりにならない。ありのままを見届け、この瞬間に集中して向き合う。

援助



支援

謙虚な問いかけ

先を急がず、
過去に頼らず。

「学び」を外部へ発信する方法を検討し、事例の動画を妙高市の介護支援専門員や職能団体の研修会で活用した。

(例) 妙高市対人援助スキルアップ研修会 (対象: 介護支援専門員) の流れ

- ①はじめに・流れの説明(5分)
- ②事例紹介(15分)…動画視聴
- ③グループワーク(20分)
発表(10分)
- ④講話(15分)…動画視聴
- ⑤感想(5分)
- ⑥事例のその後、まとめ(10分)

研修形態をパッケージ化し、
広く各職場や職能の研修
会等で役立てていただく。

【事例1】利用者の希望と支援者の
提案が合致しない事例

【事例2】本人に拒否があり、
サービス導入ができない事例

【事例3】本人の本音はわからな
いが、家族の意向が強い事例

令和4年度の方針

- ・各職場や職能の研修会等に役立てるための検討、開催。
- ・部会内のスキルアップを継続して行う。
- ・取組のまとめと評価。

令和3年度の取組

「高齢者の急変時における対応の実態調査（以下：調査）」の結果（別紙）から、上越地域に必要なと思われる取組について検討した。

(1)調査結果の報告等

調査の結果を各関係機関に報告するとともに、部会委員の所属先で意見交換を行った。

「調査結果同様、急変時の判断や連携には不安がある」
「急変時の対応は、ケアマネジャーに負担がかかっている」

(2)調査結果から見えた課題

- ①急変時に備えた準備が不十分であるため、特定の支援者(ケアマネジャー)に負担が集中する実態がある。
- ②医療機関や介護保険事業所等との日常的な連携を推進する必要がある。
- ③救急医療情報キットについて、周知や更新手続きが不十分である。

(3)必要と思われる取組

- ①上手く急変時の対応ができている事例の周知や、地域連携連絡票や人生会議ノートといった既存の様式の活用を広める取組
- ②救急医療情報キットの適切な運用

(4)成果

- ①上越市と妙高市の救急医療情報キットの記入内容を整理し、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所に対して記入内容の更新支援を依頼した。

令和4年度の方針

利用者の急変時にケアマネジャーに負担が集中しないよう、本人や家族の意向を確認することや、医療機関や介護保険事業所との情報共有を行うことなど、日頃から急変時に備えた取組ができるよう研修会を企画・開催する。

- (1) 目的：利用者の急変時に備えた取組について共有する
- (2) 対象：介護支援専門員
- (3) 内容(案)：
 - ①調査結果の説明
 - ②グループワーク(日頃の取組に関する情報交換)
 - ③まとめ
(好事例の共有、既存の情報共有ツール、啓発ツール等の活用について)

令和4年度1回目の部会を終えて・・・

調査結果の振り返りを基に、研修会の内容に関する協議を実施

→ 8月に柿崎地域でプレ研修会を開催し、研修内容を検討することとした。

令和3年度の取組

- ・『介護』や『ACP』を若い世代に、わかりやすく伝えるため、興味を引く媒体として漫画を選定し、啓発リーフレットの作成と啓発方法について検討。

対象：40～60代の若い世代

ストーリーのキーワード：「①困った時の対応」「②話のきっかけ作り」
「③自分事として考える」「④本人の思い」

→認知症や延命治療等の具体的なエピソードを基に、身近に感じられる内容とした。

- ・作成したリーフレットを試験的に配布し、一般市民と専門職に向けてそれぞれアンケートを実施。

【アンケート結果より】

- ・「人生会議」を知っているのは一般市民の約2割。→人生会議を知ってもらうための啓発が必要。
- ・ストーリーの内容については、分かりやすく話し合いのきっかけ作りに活用できそうだとの意見が多かった。
- ・表紙に関しては、目的や対象が分かりづらい等の意見があった。

- ・効果的な活用方法や配布方法について検討。

令和4年度の方針

- ・アンケート結果を基に修正点について検討し、令和4年9月までにリーフレットを完成させる。
- ・効果的な配布場所の選定や、各委員がそれぞれの専門職の立場での活用場面について考え、実際に配布し、活用する。
- ・活用、啓発しての評価と次年度以降に向けた啓発方法の検討を行う。

令和4年度1回目の部会を終えて・・・

- ・部会で検討した修正点を作者に伝え、修正を依頼。
「リーフレット作成の意図や目的が読み手に伝わる」ことを意識しながら、リーフレット完成に向けて、最終調整中！

部会長・副部会長会議(R3年度)

令和4年1月19日(水)オンライン

部会の活動を振り返るとともに、令和4年度に向けた取組内容について意見交換を行いました。

参加者：部会長・副部会長 7人、在宅医療推進センター 2人、事務局 10人

○会議の内容

①各部会の取組報告と令和4年度の取組方針案

②部会同士の連動した取組等について意見交換

- ・ 4つの専門部会が、それぞれ協力・連携しながら活動できるとよい
 - 急変時対応部会で、啓発リーフレットを活用し本人や家族の意向を確認する
 - 対人援助スキルアップ部会の事例検討を広げていくために、他の部会委員も動画研修を体験し、各職能へつなげていけるよう検討する
- ・ 令和4年度はまとめ・評価の年。3期目に向けた検討を行う必要がある

令和4年度の部会運営にむけて 今後の進め方

- (1) それぞれの専門部会による実践
- (2) 3か年の活動を評価し、令和5年度以降の取組内容について検討
- (3) 部会長・副部会長会議を開催し、部会同士の連動した取組を実施
- (4) 第2回上越市・妙高市在宅医療・介護連携推進協議会を開催(2月頃)
→ 3年間の活動評価、令和5年度以降の取組について協議予定

(2) 専門部会における令和3年度の実績と令和4年度の実績方針(案)

	3年間の取組方針 (Plan)	実績 (Do)	評価 (Check)	令和4年度の実績方針案 (Act)
入退院時連携推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の連携ツールの活用状況の把握や活用における課題を整理する ○既存の連携ツールの活用を推進 ○地域と病院の相互理解や連携を深める仕掛けを重層的に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍における入退院時の連携について、各職場での取組や工夫点、困りごと等を意見交換した。 ○上越市内地域包括支援センター職員研修への協力 (令和3年11月10日) ○高田地区の4つの地域包括支援センターが主催するケアマネジャー研修会へ部会として参加 (令和3年12月17日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○スムーズな入退院支援のためには、本人の思いや入院前の様子等が書かれた地域連携連絡票等の情報共有ツールが有効であることを再認識した。 ○医療側と在宅側の相互理解や顔の見える関係づくりのためには、研修会や意見交換会等が必要。 ○介護支援専門員が病院と情報共有が行いやすいよう、平成30年度に作成した医療機関連携窓口一覧表を更新する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関連携窓口一覧表の更新 ○医療側と在宅側の相互理解や顔の見える関係づくりのための研修会や意見交換会等の開催 (10月か11月頃に開催予定) ○部会のこれまでの取組を各職場で普及させるためのしかけづくりを検討する。 ○取組のまとめと評価。
対人援助スキルアップ部会	<ul style="list-style-type: none"> ○その人らしい生活を支えるために専門職として求められていること(基本理念)について意識を統一する ○研修会の企画・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○事例検討を行い、部会内のスキルアップを継続して行った。 ○「学び」を外部へ発信する方法を検討し、事例検討の動画を妙高市の介護支援専門員研修や職能団体内の研修で活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○部会の委員が信頼関係を深め誠実に関わることや結論を慌てずに謙虚に関わることを学んだ。 ○学んだことを部会だけに留めず、広く普及させていく事が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○部会内のスキルアップを継続。 ○各職場や職能の研修会等に役立てるための検討、開催。 ○取組のまとめと評価。
急変時対応部会	<ul style="list-style-type: none"> ○急変時の対応について、上越地域の実態を確認する ○救急搬送の判断基準の確認、共有を行う ○予防的な手立てを確立する(急変前の予防策、市民への啓発) ○関係者との効率的な情報共有 ○急変時の家族対応の共有 ○救急医療情報キットの普及のための課題検討、啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○「高齢者の急変時における対応の実態調査」の結果を共有し、上越地域に必要と思われる取組について検討した。 ○実態調査の結果を各関係機関に周知 ○救急医療キットに関して、上越市と妙高市の記入内容を統一すると共に、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所に対して、記入内容の更新支援を依頼した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護支援専門員は日頃からかかりつけ医や介護保険事業所と連携して急変時対応に備える必要があることや、急変時対応で負担が集中するという実態が見られたため、上手く対応できた事例を共有すると共に、急変時に備えた心構えを持ってもらう必要がある。 ○地域連携連絡票や人生会議ノート、消防庁が発行する急変時にかかる対応マニュアルなど、既存の様式が更に活用されるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の急変時にケアマネジャーに負担が集中しないよう、本人や家族の意向を確認することや、医療機関や介護保険事業所との情報共有を行うことなど、急変時に備えた取組ができるよう、研修会を企画・開催する。 ○オンライン形式で10月に開催予定。 ○取組のまとめと評価。
市民啓発部会	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の人生設計をする上で必要な情報やまわりに伝えておく必要があることが分かる啓発媒体の作成。 ○啓発媒体の活用の促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「介護」や「ACP」を若い世代に、わかりやすく伝えるため、興味を引く媒体として漫画を選定し、啓発リーフレットの作成と啓発方法について検討した。 ○作成した試作品のリーフレットをもとに、アンケートを実施し、その結果に基づきリーフレットの中身を再考した。 ○効果的な活用方法や配布方法について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ○試作品のアンケート結果から、話し合いのきっかけづくりに活用できそうだと意見が多かった一方、表紙については目的や対象が分かりづらい等の意見のあり、修正の検討が必要。 ○リーフレット完成後の具体的な活用方法や今後の展開についての検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○試作品リーフレットのアンケート結果の共有と修正点の検討並びに、活用方法の再検討を行う。 ○令和4年9月頃にリーフレットを完成させる。 ○リーフレット完成後は、各委員がそれぞれの専門職の立場での活用場面について考え、啓発を継続していく。



目指す体制
<ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネジャーや病院がガイドライン・フロー図を理解し、円滑な入退院の支援が実施できる
<ul style="list-style-type: none"> ○本人の望む生活を支える医療・ケアが提供され、本人・家族・専門職がともに結果に満足できる
<ul style="list-style-type: none"> ○本人・家族・専門職が、急変時の対応について共有ができ、心構えを持つことができる ○本人・家族・専門職が考えを共有し、対象者一人ひとりに合わせた急変時の対応方法が準備される状態
<ul style="list-style-type: none"> ○市民が我が事として思っていることや大切にしたいことを考え、言語化し、家族や専門職と共有できる

◎上越地域の在宅医療・介護連携のビジョン「住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域を目指す」

上越市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の10第1項の規定に基づき、地域における保健、医療、介護及び福祉に関する関係者（以下「関係者」という。）相互間の在宅医療及び介護に対する理解を深めるとともに、連携を円滑にして、地域に住む人々への支援を行ううえでの課題を解決するため、上越市在宅医療・介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、在宅医療及び在宅介護の連携に関する次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 地域の医療及び介護の資源の把握に関すること。
- (2) 切れ目のない在宅医療及び在宅介護の提供体制の構築及び推進に関すること。
- (3) 関係者の情報共有の支援に関すること。
- (4) 関係者の研修に関すること。
- (5) 在宅医療及び在宅介護に関する啓発に関すること。
- (6) 関係者及び関係自治体との連携に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 介護関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、第1条の目的を達成するために市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長若干人を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、在宅医療及び在宅介護の連携の推進に係る分野別の事項を検討するため、部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、健康福祉部すこやかなくらし包括支援センターに置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。